

## 社員提案

### 第4号議題 理事高尾義則解任の件

#### [提案社員]

JH1XUP	前田 吉実
JI1RKA	板橋 直樹
JL1HHN	安田 晃央
JF2PEO	森川 智紀
JJ2JIX	後藤 直
JO2MLC	村井 千鶴
JA3HBF	田原 廣
JA3WDL	井村 厚
JK3IJQ	大東 治宜
JL3JRY	屋田 純喜
JA4DLF	綱島 俊昭
JH4PHW	坂井 志郎
JJ4QKY	河村 博
JR6IKD	中嶋 邦浩
JK7LXU	石岡 洋一
JE8KQR	大國 秀夫



2023年 4月 26日

〒170-8073  
東京都豊島区南大塚 3-43-1 大塚 HT ビル 6 階  
一般社団法人日本アマチュア無線連盟  
会長理事 高尾 義則 殿

一般社団法人日本アマチュア無線連盟社員

JK7LXU 石岡 洋一

(コールサイン及び氏名)

### 社員提案権行使書 (理事の解任)

私たち一般社団法人日本アマチュア無線連盟 (以下「本連盟」といいます。) の社員は、総社員の議決権の 30 分の 1 以上の議決権を有する社員として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 (以下「法」といいます。) に基づき、本書をもって、以下のとおり請求します。

- 1 法第 43 条第 2 項の規定に基づき、下記に記載する議題を、2023 年 6 月 25 日開催予定の第 12 回定時社員総会における社員総会の目的とすること。
- 2 法第 44 条の規定に基づき、本議題について、下記に記載する議案を提出するので、法第 45 条第 1 項の規定に基づき、議案の要領及び提案の主旨、理由、証拠として、本社員提案権行使書 (本ページを含む) をそのまま全社員に通知・送付すること。

なお、本提案権行使の期限までに議題の件数が確定していないので、議題の番号は付しません。

起案者 東北地方本部区域社員 JK7LXU 石岡洋一

以上

## 記

### 議題 理事解任の件（高尾義則会長理事の理事解任）

#### (1) 議案の要領

後述の主旨、理由、証拠によって高尾義則会長理事の理事解任を提案するものです。

本議案の可決要件は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数の賛成です（本連盟定款第 68 条第 1 項、同第 38 条）。

#### (2) 解任提案の主旨

高尾会長理事は現在専務理事の職務を兼任し、代表理事と業務執行理事として本連盟運営の全権を握っています。昨年の定時社員総会で専務理事候補者の選任が否決されて 1 年になろうとしています。現理事の中から理事会の決議による選定がありませんでした。

同総会での高尾会長理事の理事候補としての提案も、出席社員の 128 名中わずか 76 名の賛成しか獲得できませんでした。社員の全面的な信任を得ているのでしょうか。

高尾会長理事の元で本連盟の運営が適切に行われているか確認するため、社員が行った会計帳簿等閲覧謄写請求を拒否し、過去二度にわたる東京地裁の仮処分命令を受けて明らかになったのは、赤字決算下にありながら高尾会長理事が単年度で約 160 万円の飲食費 150 件以上を経費計上したことです。その後の定時社員総会でも、現在でも、高尾会長理事が行った飲食の目的や明細を明らかにしていません。

昨年、三度目の会計帳簿等閲覧謄写請求を拒否したことで社員に提訴され、本年 3 月の東京地裁判決で敗訴したにもかかわらず、過去 7 期分の会計帳簿・領収書の開示命令に応じないままに控訴しました。高尾会長理事の運営が適切なら何も隠すことがないはずです。

しかも、訴訟という重要案件で理事会の決議を得た事実がありません。

高尾会長理事の最大の短所は人の意見を聞かないことです。

昨年 11 月の理事会に、現在の本連盟の諸問題を解決する 5 つの委員会の新設（「体験局・ニューカマー支援委員会」、「法務委員会」、「財政改善委員会」、「QSL 問題対策委員会」、「新企画検討委員会」）が提案されました。

しかし、高尾会長理事は「会員ファースト派」の理事を巻き込んで提案を否決しました。その後も諸問題を解決する姿勢を見せず、相変わらず何ら現状の進展がありません。

総務省から強く要請されている体験運用マニュアルも、高尾会長理事と尾形和俊副会長理事が作成すると約束したのに、原案さえ作れませんでした。QSL カードはビューロー転送から受領まで 10 ヶ月もかかっている状況も全く改善していません。

高尾会長理事の運営の元で、日本のアマチュア無線界をけん引する全国組織として健全な体質となったのでしょうか。

#### (3) 主な解任理由

1. 一般社団法人設立当初から 11 期連続にわたり赤字予算で本連盟を運営し、11 期連続の赤字決算に陥った責任は重大です。本議題の提案期限までに第 12 期決算報告書が公表されていませんが、当期も赤字決算であれば 12 期連続となります。

赤字垂れ流しなのに経常費用の見直しや削減などの対策も取らないばかりか、ハムフェア出展料は理事会での説明もなく値上げしました。「若者支援基金」の創設など次世代育成のための予算組替え作業に知恵を絞ることもしていません。

2. 赤字決算について、「会長に就任する以前から発生していたもの」として「会長に就任して以降、赤字額は大幅な減少傾向にある」と責任逃れをしています。さらに、「赤字決算の原因が現執行部の責任であることを窺わせるような事情は全く見受けられない」と、事実とは全く異なる主張をしています。

3. 社員による会計帳簿等閲覧謄写請求について、理事会における十分な説明を忌避して訴訟で敗訴しました。さらに本年2月の第64回理事会で、理事会決議を経る案件とはならないと説明して、理事会の決議を得ないまま控訴しました。

#### (4) 解任理由の証拠

1. 第1回から第11回までの定時社員総会議案書よって赤字運営は明らかです。

2. 本連盟が東京地裁に提訴された「会計帳簿等謄写閲覧請求事件」の、被告（本連盟）の「準備書面（1）」（本年1月31日付）において以下のとおり述べています。

被告代表者高尾義則（以下「被告代表者」という。）が、被告の会長に就任したことにより被告が赤字決算を出すようになったかのような主張をする。

しかし、被告の赤字決算は被告代表者が会長に就任する以前から発生していたものであり、むしろ、被告代表者が会長に就任して以降、赤字額は大幅な減少傾向にある。赤字決算の原因が現執行部の責任であることを窺わせるような事情は全く見受けられない。

これは事実にもとづかない主張です。

現執行部でも依然として赤字決算が続いていることは誰も否定できません。

3. 『JARL NEWS』2023年春号38ページの第64回理事会報告は以下のとおりです。

5.理事からの提案について（田中理事） 田中理事から以下の提案があり、協議した。

(1) 社員による会計帳簿等閲覧・謄写請求について、同請求に応じない理由の説明と同請求に応じるとの判断の決議についての提案があった。

会長より、当該案件については、一般社団法人法や定款等により理事会決議を経る案件とはならない旨の説明があり、今までの経緯についての説明があった。（以下略）

訴訟など重要な案件について、法律や定款は理事会決議が不要であるとしていません。一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第90条2項と、本連盟の定款第44条では、「業務執行の決定は理事会が行う」と定めています。

この2つの条文は、同法「第77条4項 代表理事は、一般社団法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。」よりも優先します。

つまり、代表理事は理事会の決定した方針に従って裁判を進める権限はありますが、訴訟に応じるかどうか、敗訴したので控訴するかどうかは「業務執行の決定」として、理事会が決めるものです。訴訟という重要な案件の方針を、代表理事が理事会の決議を得ずに決めてよい訳がありません。

高尾会長理事が理事会の決議を得ず訴訟に応じて、地裁で敗訴したのにも関わらず、さらに理事会の決議を得ないまま控訴を決めたのは、二重の意味で重大な間違いです。

上述の主旨、理由、証拠により高尾義則会長理事の理事解任を提案します。

以上